

水際対策強化措置に係る海外在留邦人等向け
新型コロナ・ワクチン接種事業の取得済みの予約について（その3）

令和3年11月5日
在ザンビア日本大使館

11月5日、水際対策強化に係る新たな措置が発表され、ザンビアからの全ての入国者は、これまで検疫所長が指定した場所での3日間待機措置の対象国となっておりましたが、11月8日の午前0時（日本時間）より、入国時の検査で陰性と判定された方については、検疫所長の指定する場所での待機及び入国後3日目の検査を求めないこととし、入国後14日間の自宅等での待機をしていただくこととなります。

海外在留邦人等向け新型コロナ・ワクチン接種事業の予約を取得済みの方におかれましては、待機措置期間の変更に伴い、帰国後の接種開始が可能となる時期も変わりますので、ご注意ください。

なお、接種時期の詳細については、外務省ホームページ内の下記滞在国別ワクチン接種パターンをご確認ください。

○滞在国別ワクチン接種パターン

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf/kunibetsu.pdf>

【過去の海外在留邦人等向け新型コロナ・ワクチン接種事業に関する案内】

○水際対策措置の緩和に係る本邦未承認ワクチン接種者への対応ぶりの変更（令和3年9月28日付）

<https://www.zm.emb-japan.go.jp/files/100240459.pdf>

【在留届・たびレジ】

3か月以上滞在される方は、在外公館が緊急時の連絡先を確認できるよう、必ず在留届を提出してください。

3か月未満の旅行や出張などの際には、渡航先の最新の安全情報や、緊急時に現地在外公館の連絡を受け取ることができるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

また、在留届の記載事項に変更がある方又は帰国・転出される方は、変更届、帰国・転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

【問合わせ先】

在ザンビア日本国大使館

Embassy of Japan in Zambia

住所：No.5218, Haile Selassie Avenue, P.O. Box 34190, Lusaka, Zambia

電話：+260-211-251-555

領事メール：jez.consul@lu.mofa.go.jp

領事窓口時間：08:00 - 12:00 / 14:00 - 16:00

ホームページ：<https://www.zm.emb-japan.go.jp>

Facebook：<https://www.facebook.com/JAPANinZAMBIA/>